

令和7年4月から障害があるかたの日常生活用具の給付種目を拡充します

1 給付種目の新設

在宅で人工呼吸器を使用しているかたの災害時における日常生活上の便宜を図る観点から、在宅療養等支援用具に給付種目を追加します。

種 目 (耐用年数)	性 能	基準額	対 象 者
在宅療養等支援用具 人工呼吸器用自家発電機 (10年)	居宅で使用する人工呼吸器に接続することで、人工呼吸器の稼働に必要な電力を供給できるもの(外部バッテリーにあつては、充電器及びインバータを含む。)	100,000円	・呼吸器機能障害3級以上の身体障害者手帳を所持する、在宅で常時人工呼吸器の装着が必要なかた ・上記のかたと同程度の身体障害者手帳を所持する、在宅で常時人工呼吸器の装着が必要なかた
人工呼吸器用外部バッテリー (6年)			

(注1) 自家発電機と外部バッテリーのどちらか一方のみが対象となります。(例：自家発電機と外部バッテリーは、同時に申請できません。給付を受けた用具の耐用年数が経過した後、もう一方の用具の給付を申請することは可能です。)

(注2) 申請に当たり、必ず所定の医師意見書が必要です。

(注3) 入院中又は施設入所中は対象外です。

(注4) 医療機器と直接接続するなどの不適切な方法による使用は故障の原因となりますので、医療機器を稼働させるために必要な使用環境や発電機等の性能などについて、必ず医療機関や医療機器取扱業者などに事前にご相談のうえで申請してください。

2 用具の要件の拡充

情報技術の進展を踏まえて給付対象となる用具の要件拡充を行います。

	変 更 前	変 更 後
種 目 名	視覚障害者用 <u>拡大読書器</u>	視覚障害者用 <u>読書器</u>
性 能	文字等を撮像し、モニター画面に拡大して映し出すための映像信号に変換して出力する機能を有するもの	文字等を撮像し、モニター画面に拡大して映し出すための映像信号に変換して出力する機能を有するもの又は撮像した活字を文字として認識し、音声信号に変換して出力する機能を有するもの

(注) 上記以外の基準額(198,000円)や対象者の要件(学齢児以上で視覚障害の身体障害者手帳を所持するかた)などには変更はありません。